



健康保険委員会のご案内

協会けんぽ徳島支部では、事業所様と協会けんぽとを繋ぐ橋渡し役として活躍いただける、**健康保険委員**を募集しています！ご登録いただいた**健康保険委員**の皆様には、健康保険給付ハンドブックや健康づくりに役立つ情報誌など、様々な情報を提供しております。まだご登録がお済みでない事業所様は、この機会にぜひご登録をお願いいたします！（費用負担や強制的な行事参加は一切ございません。）







「健康保険委員」 のご登録をお願いします！



下記の**登録届**をご記入の上、**FAX**でご提出ください！

FAX番号：088-602-0717

健康保険委員登録届

事業所名	
氏名	
登録者の方の健康保険の記号・番号	記号・番号は、資格情報のお知らせ、マイナ保険証（マイナポータル）、資格確認書等で確認いただけます。
メールアドレス※	
LINE公式アカウントの登録	1. している 2. していない ➡ 是非ご登録ください 
けんぽアプリのダウンロード	1. している 2. していない ➡    
所属・役職	

**費用は
無料!**

※ご記入いただくことで、メールマガジンの配信がスタートします。
メールマガジンについては、こちらの二次元バーコードからご確認いただけます。



協会けんぽのサービスや健康保険制度を有効にご活用いただくために、各事業所様には**健康保険委員**をご登録いただくことをお願いしています。
被保険者であればどなたでもご登録いただけます！

スマホでもっと手軽に！電子申請



わかりやすい申請書選択

ピクトグラムを利用した
わかりやすい申請書選択



ライフイベントやシーン、条件などから申請書を選択できます！
ピクトグラムも利用して、申請書の選択が簡単！

《電子申請手順》

<申請書を選択>



<マイナンバーカード読み取り>



マイナポータル
の自己
情報取得機能より資格
情報を取得

<申請する資格を選択>



<申請書情報入力>



協会けんぽ 電子申請

検索

詳しくはこちらから



『第三者行為による傷病届』の提出をお願いします

交通事故や喧嘩など、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けたときには「**第三者行為による傷病届**」のご提出をお願いします。

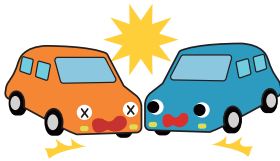
※届書をすぐに提出できないときは、取り急ぎ事故等の状況をお電話等によりお知らせいただき、後日、できるだけ早く届書のご提出をお願いします。

詳しくはこちらから



《第三者行為による傷病とは》

相手がいる交通事故



暴力行為



他人が飼っている ペットに咬まれたとき



なぜ届け出が必要なの？

第三者の行為によるケガ・病気の治療費は**本来、加害者が負担するべきものです**。そのため、これらの治療にあたり健康保険を使用する場合は、**本来相手が払うべき治療費を協会けんぽが一時的に立て替え、後日、加害者または損害保険会社等に請求します**。

けがの原因は**交通事故**や**けんか**など**第三者が絡むもの**ですか？

はい

いいえ

健康保険をご使用いただけますが、
協会けんぽへ「**第三者行為による傷病届**」
の提出が必要となります。

健康保険をご使用いただけます。
協会けんぽより負傷した原因について照会の文書を送付する場合がございます。ご記入の上、速やかにご返送いただきますようご協力をお願いいたします。

※お仕事中または、**通勤中のけが**の場合は**原則健康保険はご使用できません**。お近くの労働基準監督署へお問い合わせください。



示談は慎重に！

健康保険で治療を受けられた場合、協会けんぽが後日、加害者に対して治療費の請求をすることになりますが、**当事者だけで示談してしまうと、加害者への請求ができず、ご本人に請求する場合がありますので、示談をする前に必ず協会けんぽへご連絡をお願いします。**

